

社会福祉法人和仁福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和仁福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条および第22条並びに評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、評議員選任・解任委員会運営規則第6条に基づき置かれる者をいう。ただし、委員である職員は除く。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。報酬とは明

確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

(報酬の算定方法)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間20,000,000円以内とする。

2 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

(1) この法人の常勤役員の報酬月額は、別表1に定める額とする。

(2) 非常勤役員の報酬は、別表2に定める額とする。ただし、非常勤役員であつて理事長又は副理事長の地位にある者については、別表1を適用する。

(3) 評議員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(4) 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、

その日が休日に当たるときは、職員給与規則第5条に準じた日とする。

2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬は、通貨をもって本人に支給又は本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、職員給与規則第10条に準じた日割りによって計算する。なお、計算金額に10円未満の端数が生じたときには、これを切り上げるものとする。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める費用弁償規則に基づいて、旅費等を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行し、改正後の社会福祉法人和仁福祉会役員等報酬規程第4条第2項(2)及び第5条第3項の規定は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表1 常勤役員及び理事長、副理事長の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 1, 000, 000円
副理事長	月額 300, 000円
常務理事（常勤役員）	月額 200, 000円
理事（常勤役員）	月額 50, 000円

別表2 非常勤役員（理事及び監事）の報酬

監事監査及び理事会等への出席	日額 10, 000円
----------------	-------------

別表3 評議員の報酬

評議員会等への出席	日額 10, 000円
-----------	-------------

別表4 評議員選任・解任委員の報酬

選任・解任委員会等への出席	日額 10, 000円
---------------	-------------